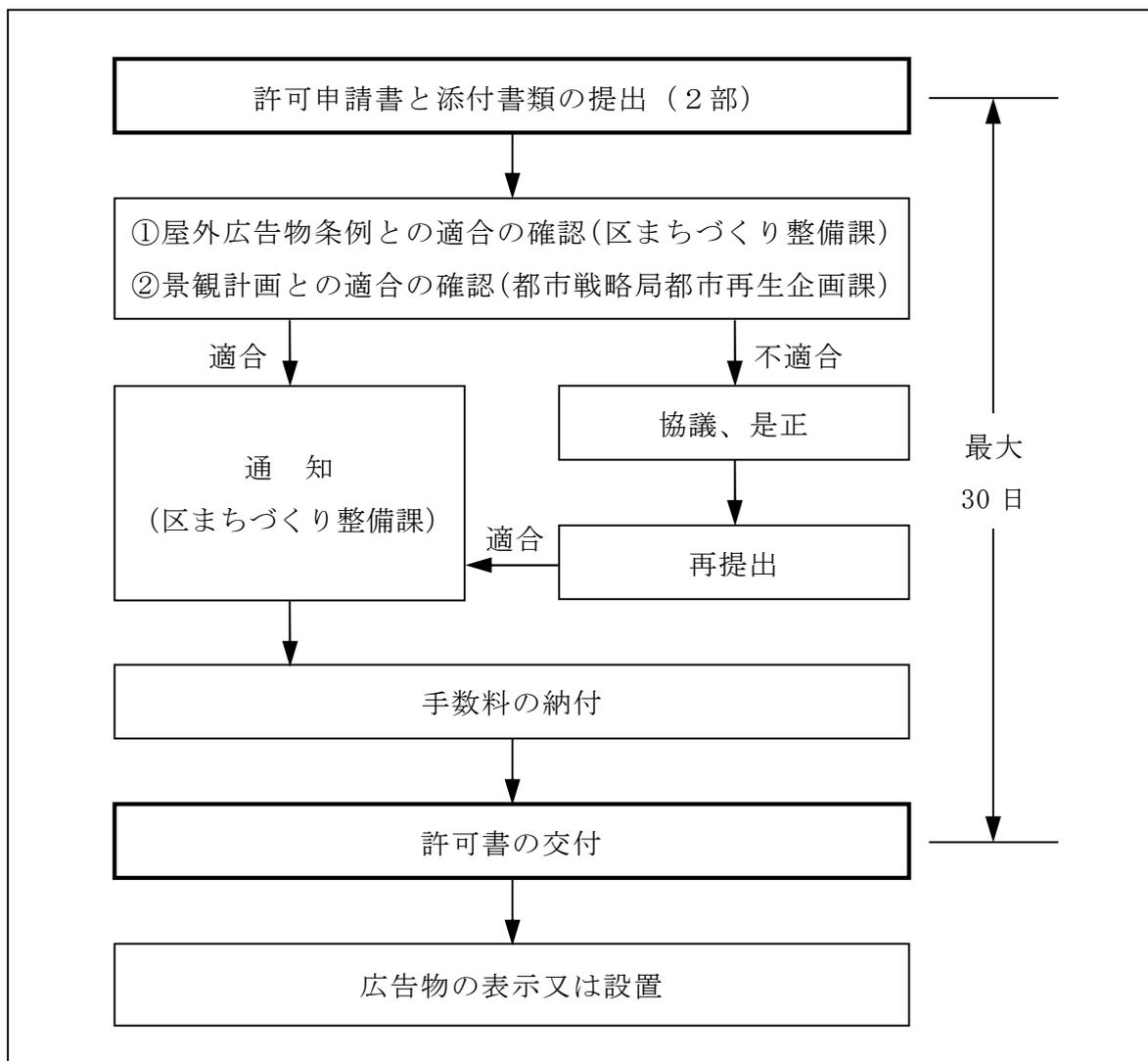


事前協議制度

北九州市景観計画に基づき、北九州市都市景観条例で定める対象地域に広告物を表示し、又は設置する場合は、景観計画との適合性について事前に協議を行わなければならないとする制度です。

対象地域は、景観計画対象区域の内、景観重点整備地区（10地区）、北九州空港周辺景観形成誘導地域及び関門景観形成地域（平成23年4月1日以降の申請が対象）です。これらの地域内で新たに許可を受けようとする場合や、既に表示している広告物を変更、改造又は移転する場合は、許可を受けようとする日の30日前までに、許可申請に必要な書類を、広告物を表示又は設置しようとする場所を管轄する区役所のまちづくり整備課に提出してください。（P.6参照）

手続フロー



景観計画の内容について

景観計画の問い合わせ
都市戦略局都市再生企画課
093-582-2595

北九州市景観計画で定める区域と屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項（事前協議において景観計画との適合を確認する内容）は次のとおりです。

景観計画対象区域



1 景観計画区域の屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

景観計画区域の全域（市全域）における屋外広告物の表示等に関する行為の制限の内容は、次のとおりです。

位置	<input type="checkbox"/> 広告、看板を設置するための位置やスペースは、建築物の設計段階から確保し、建築物全体として、バランスのとれたものとする。 <input type="checkbox"/> 高い場所での屋上広告物の設置は極力控える。やむを得ず設置する場合は控えめなデザインとする。
規模・形態	<input type="checkbox"/> 広告物の大きさ、形態は、その建築物及び周辺のまちなみの景観を阻害するものとならないようにデザインを工夫する。 <input type="checkbox"/> ビルの名称等壁面を利用する広告物は、建築物壁面を下地として利用するなど、建築物と調和させる。 <input type="checkbox"/> 敷地内にまとめて共同表示するなど掲出方法についても検討する。
表示内容	<input type="checkbox"/> 発光を行うものは、高輝度や点滅を繰り返す広告表現をしないよう

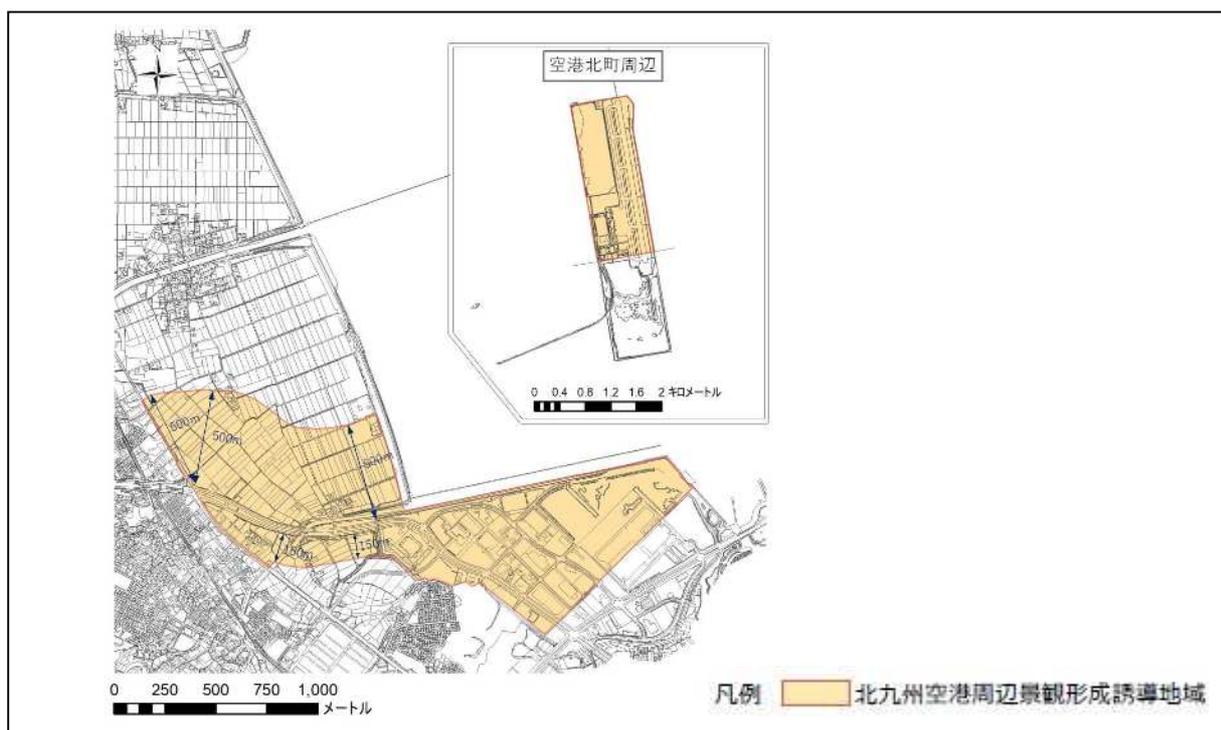
	<p>努める。</p> <p><input type="checkbox"/>文字・イラスト・写真などの情報量は厳選し、視認性の高いレイアウトに努める。</p>
色彩	<p><input type="checkbox"/>色調は、建築物壁面の色彩や周辺の景観と違和感のないものとする。</p> <p><input type="checkbox"/>基調色は原則彩度 10 以下とする。</p> <p>※基調色とは広告表示面積の 1/3 を超える色。</p>

2 景観形成誘導地域の屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

景観形成誘導地域のうち、北九州空港周辺景観形成誘導地域は事前協議の対象となります。この地域における屋外広告物の表示等に関する行為の制限の内容と対象区域は、次のとおりです。

共通事項	<p><input type="checkbox"/>広告物の面積、高さ、北部九州の玄関口にふさわしく、必要最小限になるよう努める。</p> <p><input type="checkbox"/>自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。</p> <p><input type="checkbox"/>広告物の形態、色彩等は、周辺環境の建築物等と調和するよう努める。</p>
------	---

北九州空港周辺景観形成誘導地域の対象区域

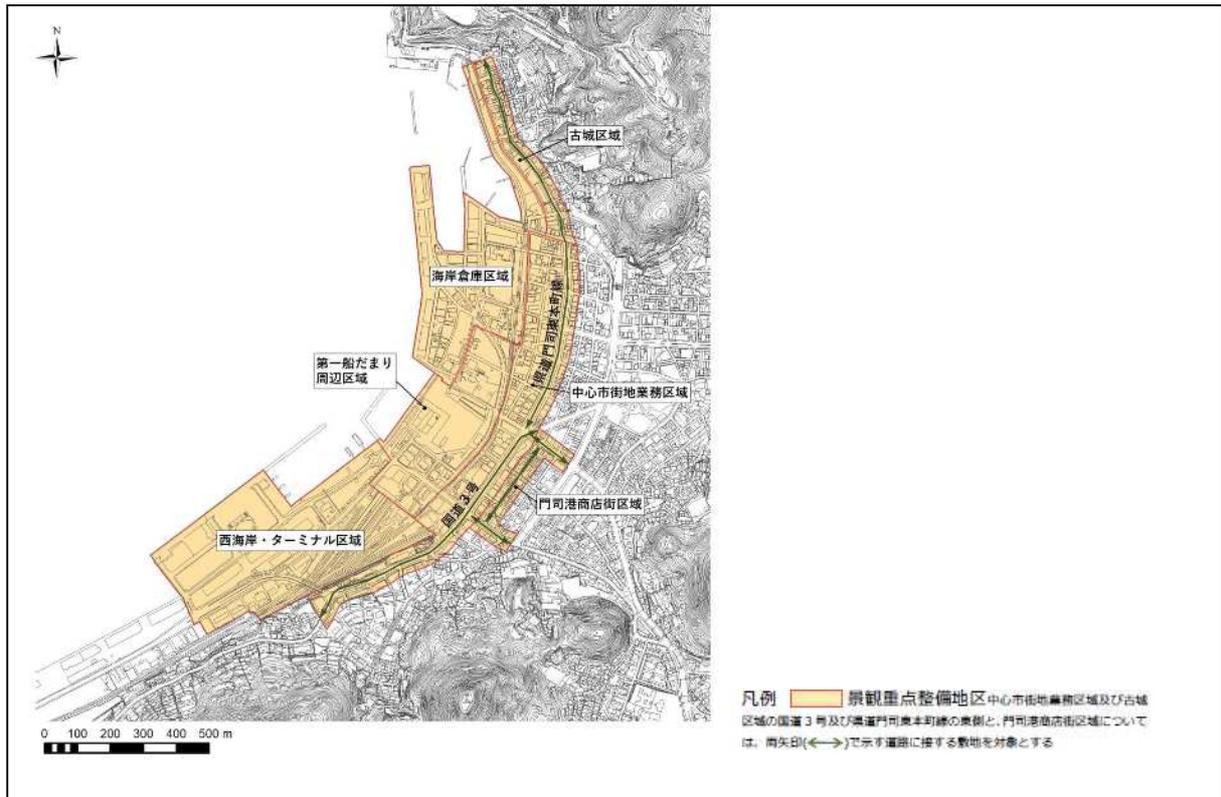


3 景観重点整備地区の屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

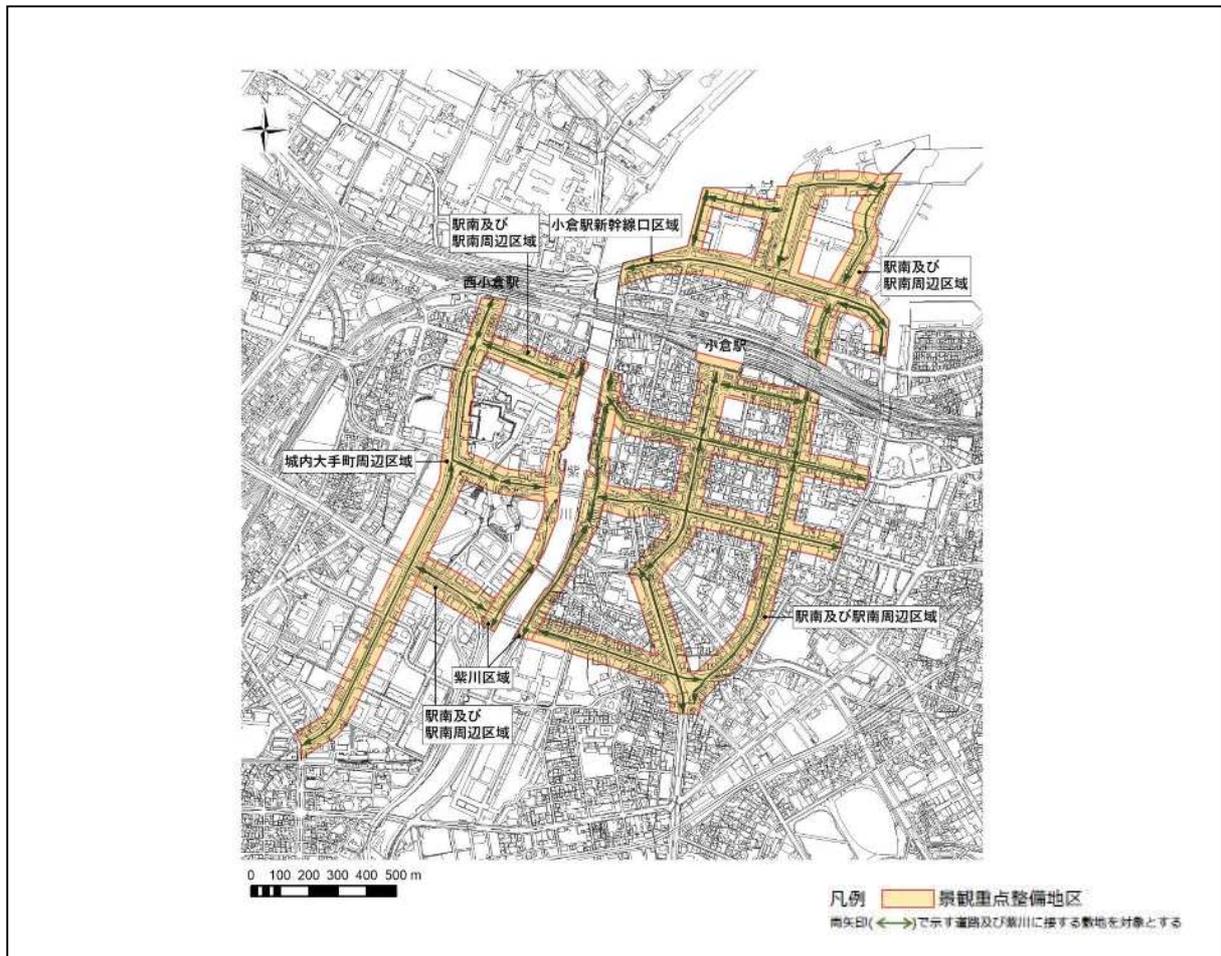
景観重点整備地区は10地区が定められており、全ての地区が事前協議の対象となります。これらの地区における屋外広告物の表示等に関する行為の制限の内容と対象区域は、次のとおりです。

門司港地区、小倉都心地区、下曽根地区、若松地区、国際通り地区、東田地区、黒崎副都心地区、折尾地区、戸畑地区	
位置	<ul style="list-style-type: none">□ 広告、看板を設置するための位置やスペースは、建築物の設計段階から確保し、建築物全体として、バランスのとれたものとする。□ 景観上重要な建築物の周辺では、点滅または輝度に変化する広告物は掲出しない。
規模・形態	<ul style="list-style-type: none">□ 広告物の大きさ、形態は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。□ ビルの名称等壁面を利用する広告物は、建築物壁面を下地として利用するなど、建築物と調和させる。□ 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。□ 壁面を利用する広告物は切文字を使用するなど、建築物と調和した一体的なデザインとなるよう配慮する。
表示内容	<ul style="list-style-type: none">□ 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。

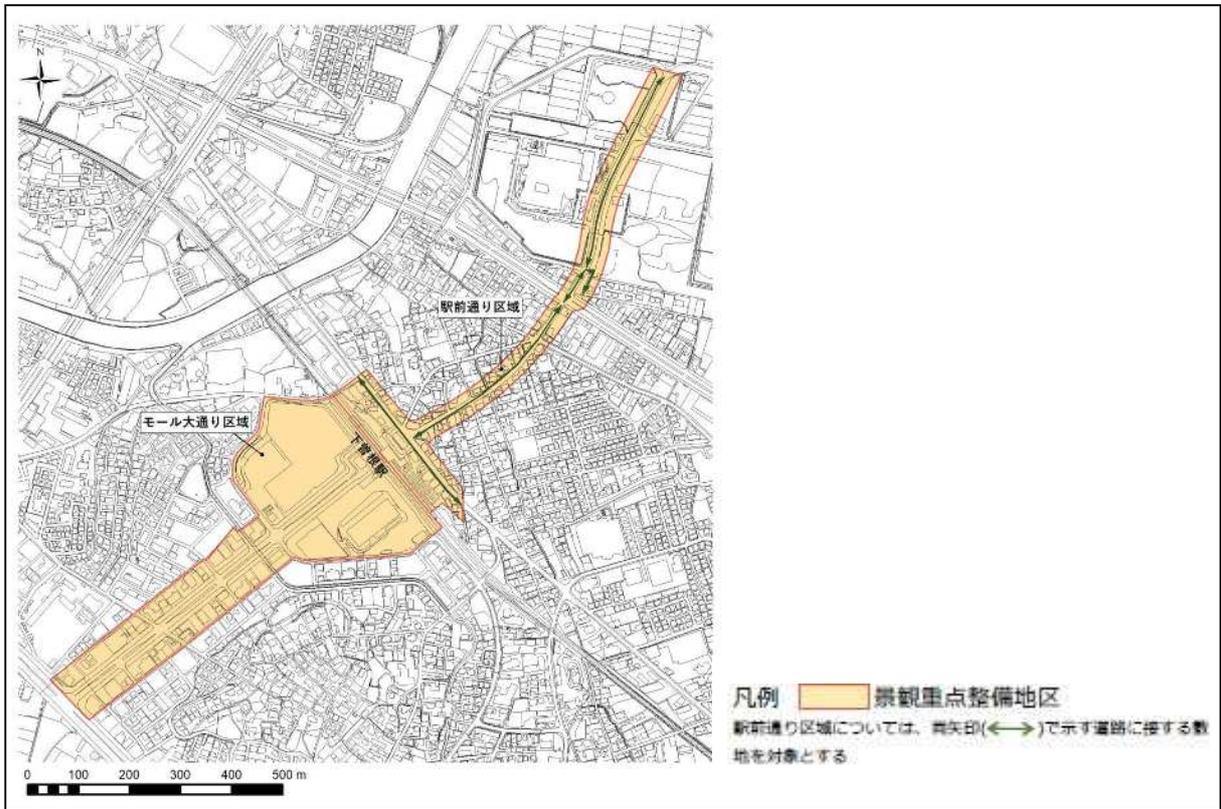
門司港地区（門司区）の対象区域



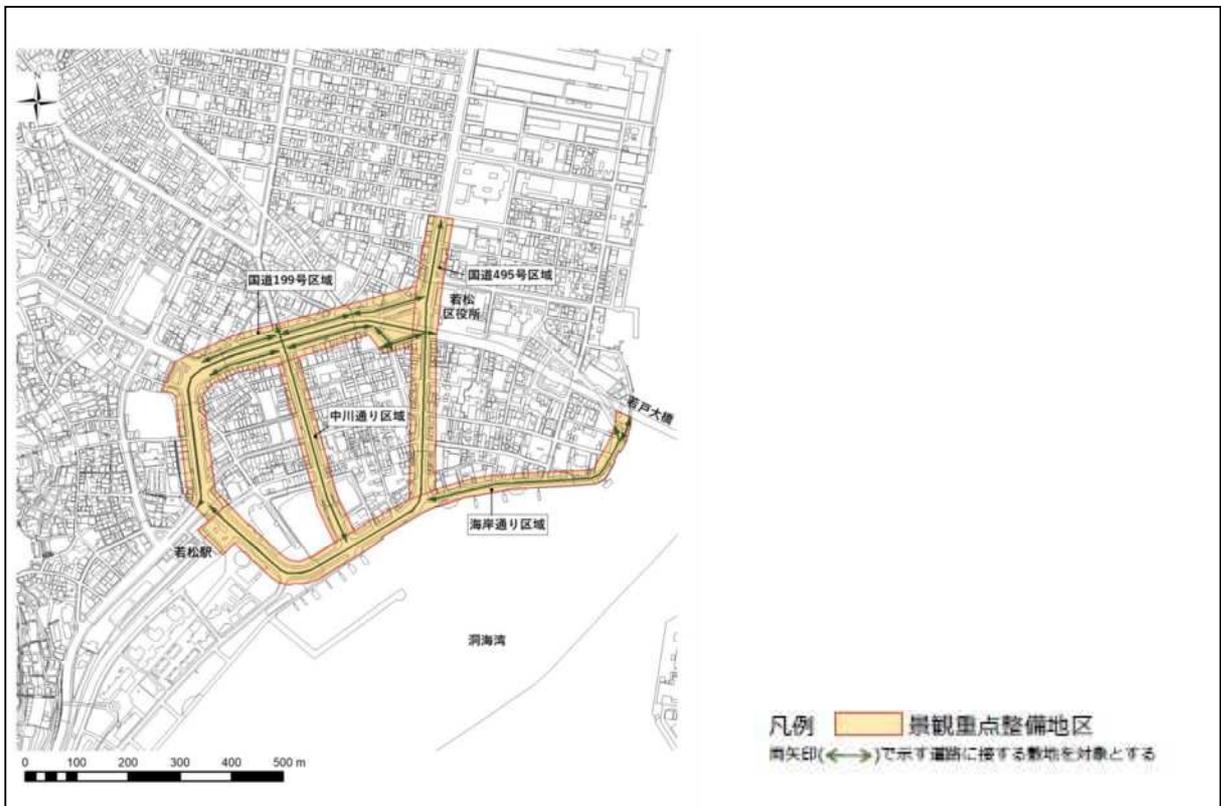
小倉都心地区（小倉北区）の対象区域



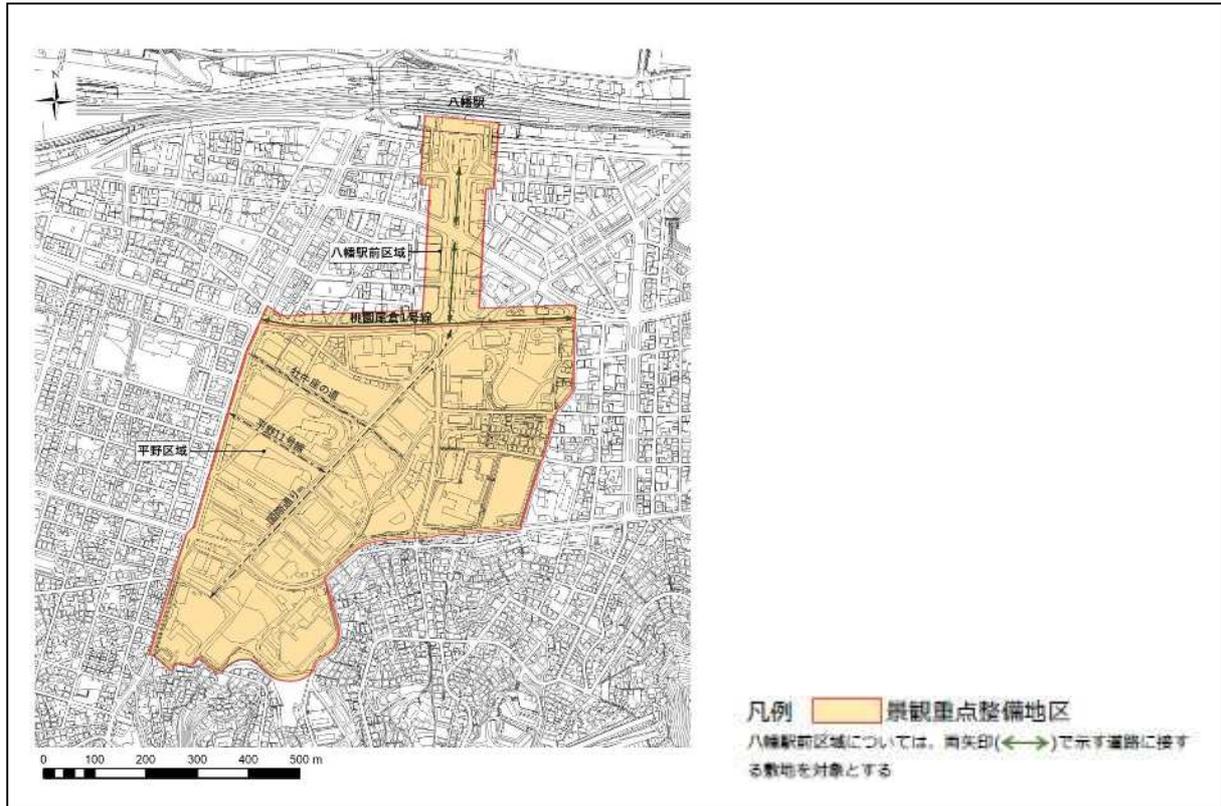
下曽根地区（小倉南区）の対象区域



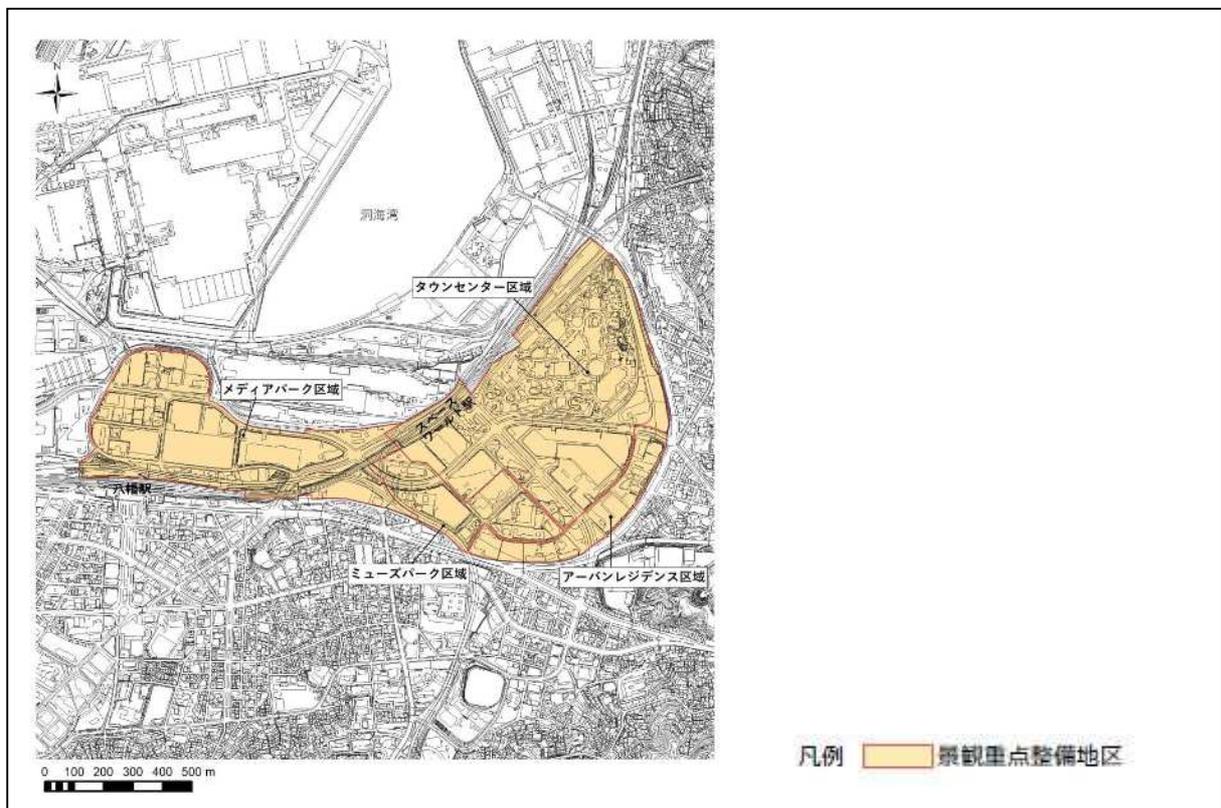
若松地区（若松区）の対象区域



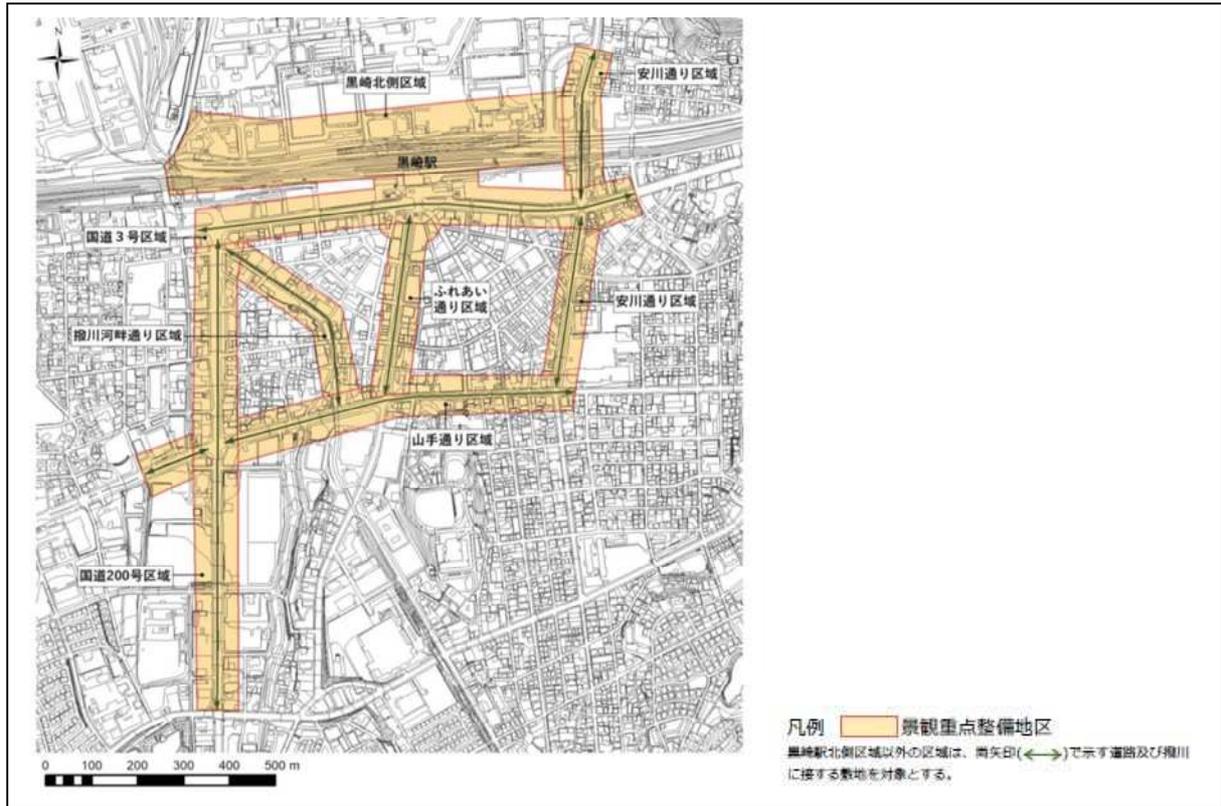
国際通り地区（八幡東区）の対象区域



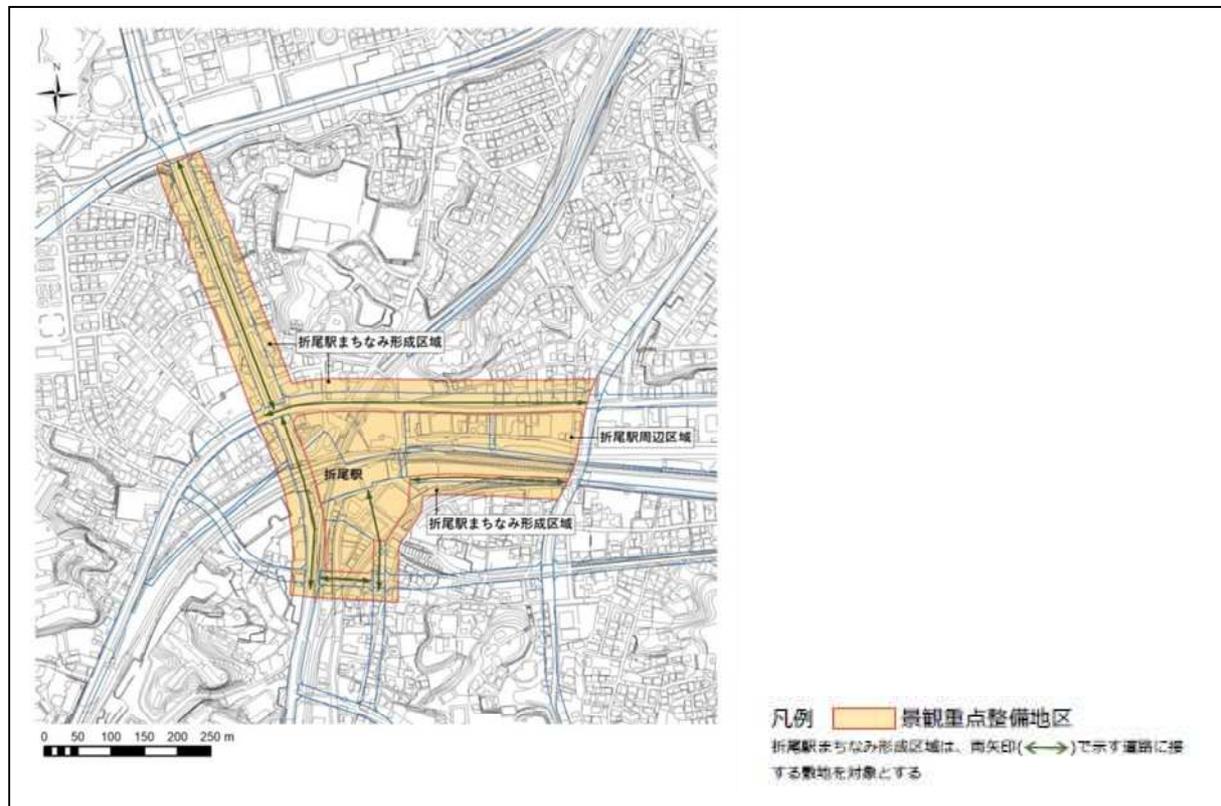
東田地区（八幡東区）の対象区域



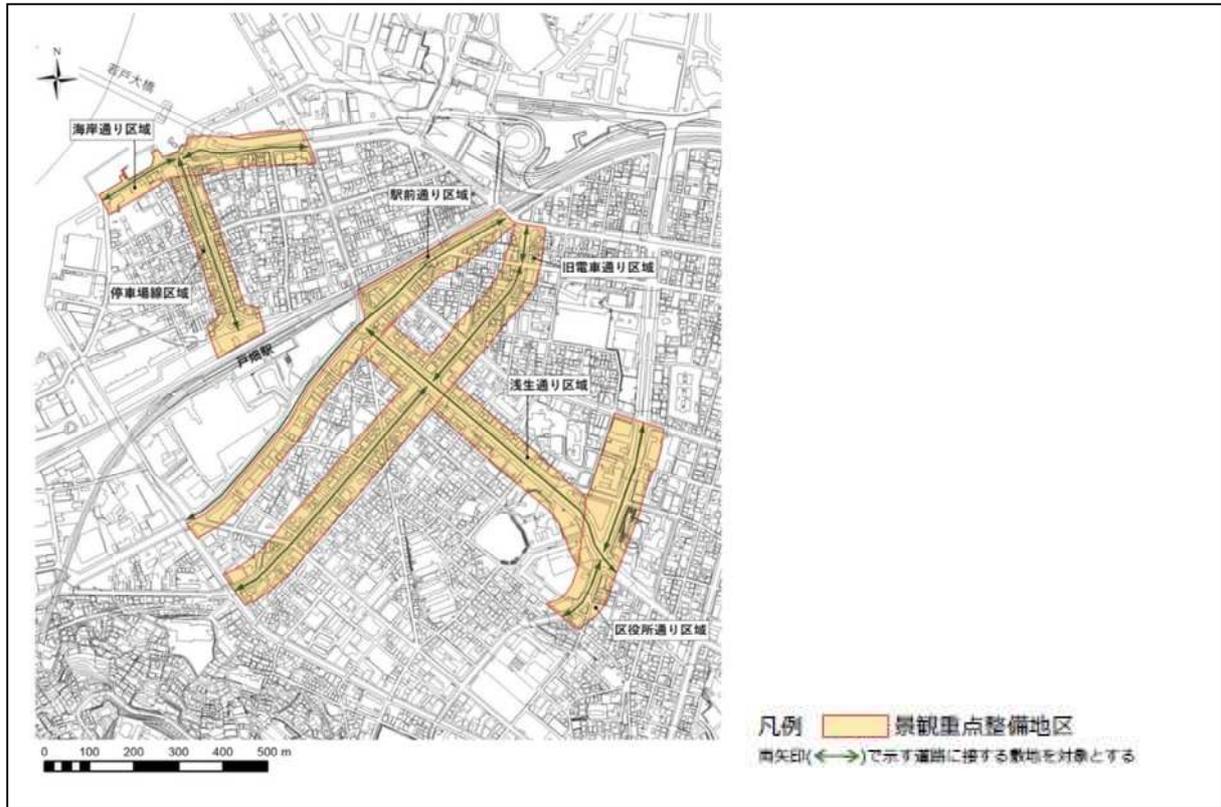
黒崎副都心地区（八幡西区）の対象区域



折尾地区（八幡西区）の対象区域



戸畑地区（戸畑区）の対象区域

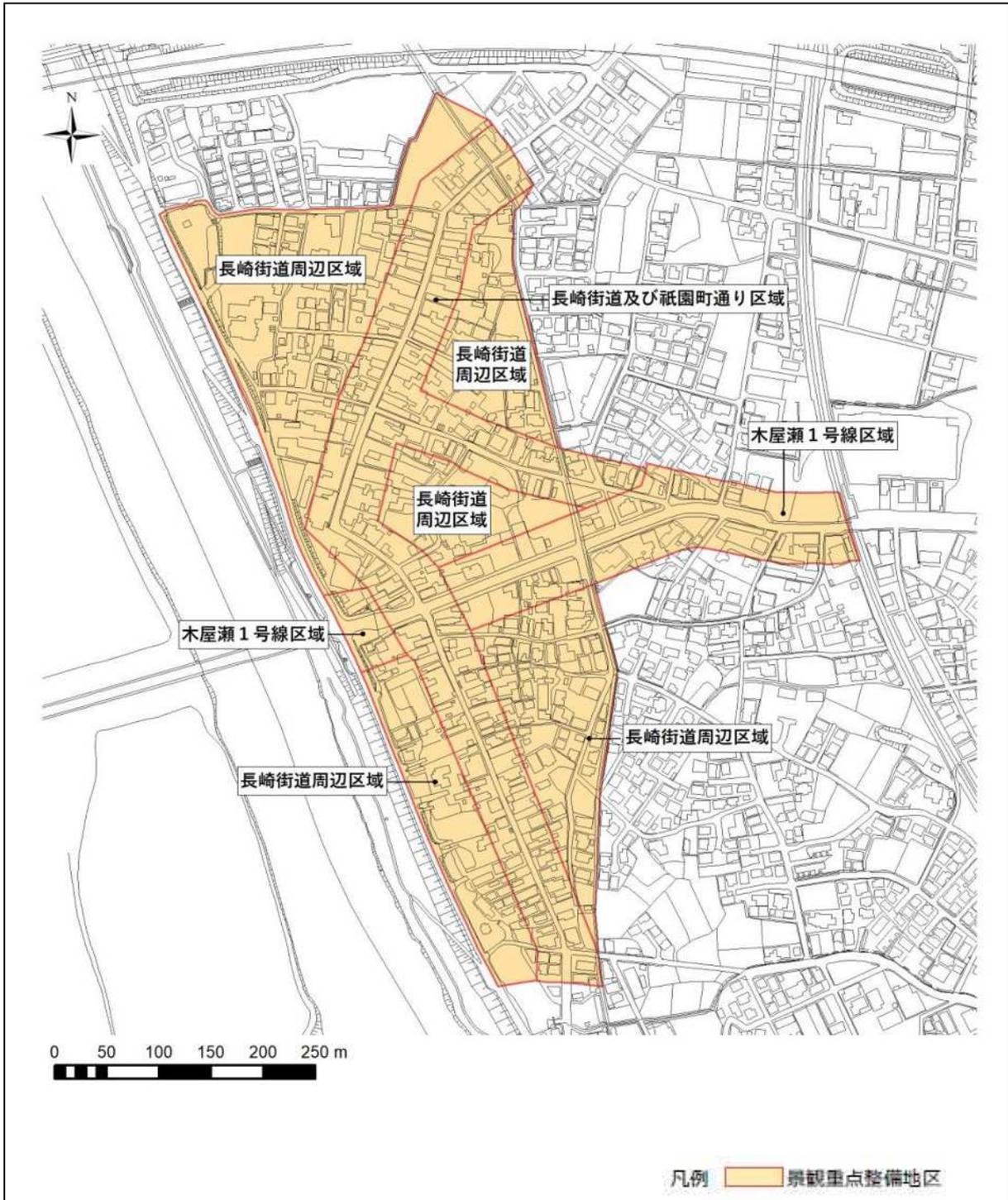


木屋瀬地区

共通事項

- 住民が定める建築協定等を尊重し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
- 点滅または輝度が増減する広告物は掲出しない。

木屋瀬地区（八幡西区）の対象区域



4 関門景観形成地域の屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

関門景観形成地域は、平成 22 年 7 月の北九州市景観計画の変更により景観計画へ追加された地域です。この変更に伴い、平成 23 年 4 月 1 日以降、この地域内に以下のいずれかに該当する規模の広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする場合は、事前協議の対象となります。

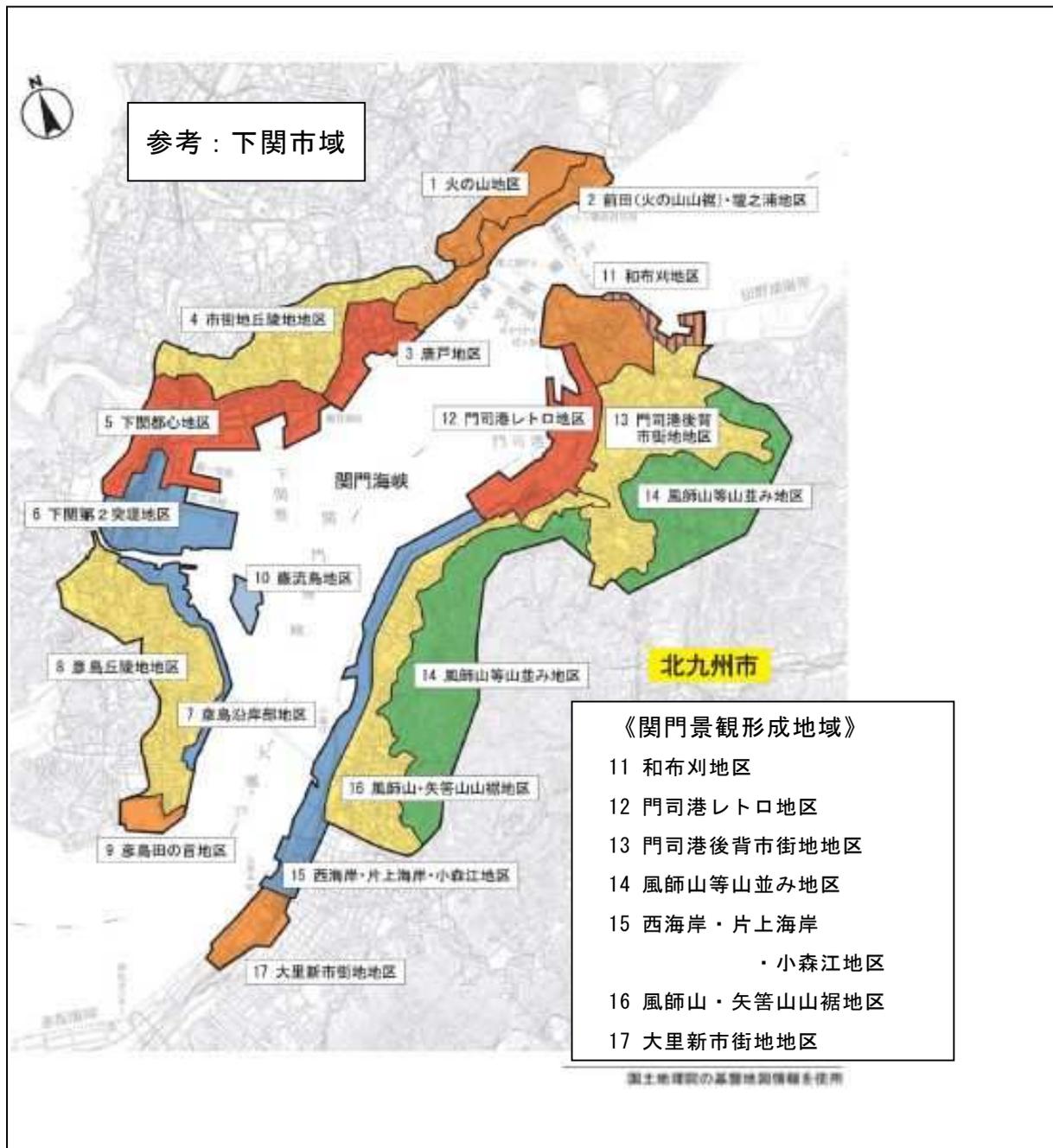
《事前協議の対象となる規模》

- ① 広告物又はこれを掲出する物件の高さ（建築物等の上に設置する場合は、広告物又はこれを掲出する物件の高さと建築物等の高さを合計した高さ）が 10m 以上のもの
- ② 広告物又はこれを掲出する物件の表示面積が 20 m² 以上

関門景観形成地域において、屋外広告物の表示等に関する行為の制限の内容は、次のとおりです。

和布刈地区、風師山等山並み地区	
共通事項	<input type="checkbox"/> 広告物は掲出しないよう努める。
大里新市街地地区、門司港レトロ地区、西海岸・片上海岸・小森江地区、門司港後背市街地地区、風師山・矢筈山山裾地区	
共通事項	<input type="checkbox"/> 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 <input type="checkbox"/> 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並から突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け、周囲の景観に調和するよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

関門景観形成地域（門司区）の対象区域 ※北九州市域を対象とする。



※関門景観形成地域のうち、門司港地区景観重点整備地区と重複する地域では、事前協議の対象となる広告物の規模及び屋外広告物の表示等に関する行為の制限について、門司港地区景観重点整備地区が適用されます。（門司港景観重点整備地区 P. 21 参照）

市民ボランティア制度について

道路上の電柱や照明灯など「貼り紙」、「貼り札」や「立看板」を掲出することが禁止されている物件に、これらの違反広告物が目立ち、ルールが守られていないものが多く見られます。

このため、これらの違反広告物を市と市民が一体となって撤去することで、より快適な生活環境づくりをめざすために、市民による違反広告物の撤去制度を創設しました。

この制度では、違反広告物の除却活動に協力していただける団体を「北九州市路上違反広告物除却協力団体」として市が認定し、その団体の構成員を「北九州市路上違反広告物除却協力員」とし、撤去を委任するものです。

協力団体とは、町内会や環境美化に取り組む会社など既にある団体のほか、新たに結成されたボランティア団体など 10 人以上で構成される団体で、協力員とは、協力団体の構成員で 18 歳以上の市内に在住もしくは勤務される方です。

制度の主な内容は、以下のとおりとなります。

- 月 1 回程度の無償のボランティア作業となります。
- 除却した広告物は市が回収します。
- 撤去に要する道具（ヘラ、ペンチ、軍手、帽子など）を提供します。
- 協力員に身分証明書を発行します。

※申し込みをされる方は、各区のまちづくり整備課にご相談ください。

その他の注意事項

許可期間が満了したら、その表示者又は設置者は、責任をもって自ら除却してください。また、本市屋外広告物条例に違反をしたときは、罰則が適用されることがあります。

罰 則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- 1 屋外広告業の登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合。
- 2 不正の手段により屋外広告業の登録を受けた場合。
- 3 営業停止命令に違反して営業した場合。

50万円以下の罰金

- 1 市長の命ずる必要な措置に従わなかった場合。

30万円以下の罰金

- 1 広告物を掲出することを禁止されている地域や物件に掲出した場合。
- 2 広告物を掲出する前に市長の許可を受けなかった場合。
- 3 許可を受けた広告物に住所、氏名、許可期限を表示しなかった場合。
- 4 内容に変更を加えたり、改造又は移転しようとするとき、又継続して広告物を掲出するときに必要な手続をしなかった場合。
- 5 屋外広告物の許可期間が満了したときや、許可を取り消されたときに広告物を除却しなかった場合。
- 6 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。
- 7 業務主任者を選任しなかった場合。

20万円以下の罰金

- 1 広告物に関する報告をしなかったり、関係職員の検査等を妨げた場合。

両罰規定

違反の行為者（代理人、使用人その他の従業者を含む）を罰するほか、その法人又はその人に対しても上記の罰則が適用されることになります。

5万円以下の過料

- 1 廃業の届出を怠った場合。
- 2 営業所に標識を掲げなかった場合。
- 3 営業所に帳簿を備えなかった場合。

<MEMO>

北九州市民憲章

わたしたちのまち北九州市は、美しい自然に恵まれ、ながい歴史とたくましい産業をうけついできました。

わたしたち北九州市民は、このまちを愛し、よりいっそうの市民参加によるまちづくりをめざしています。

このふるさとに、実りある未来を築くため、わたしたちは、みんなで守る約束を定めます。

緑を豊かに 清潔で美しいまちにします

きまりを守り 安全なまちにします

人を大切にし ふれあいの輪をひろげます

元気で働き 明るい家庭をつくります

学ぶ楽しさを深め 文化のかおるまちにします

お問い合わせは

門司区役所まちづくり整備課	TEL 093-331-1884
小倉北区役所まちづくり整備課	TEL 093-582-3471
小倉南区役所まちづくり整備課	TEL 093-951-4121
若松区役所まちづくり整備課	TEL 093-761-5325
八幡東区役所まちづくり整備課	TEL 093-671-0803
八幡西区役所まちづくり整備課	TEL 093-642-1453
戸畑区役所まちづくり整備課	TEL 093-871-1503
北九州市都市整備局道路部管理課	TEL 093-582-2271

(景観計画に関するもの)

北九州市都市戦略局都市再生推進部都市再生企画課 TEL 093-582-2595